記者発表資料

令和８年８月１７日
九州地方整備局

◎建設業法違反の下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 ： 株式会社大島
   業　者　の　住　所 ： 佐賀県鳥栖市養父町３８

2. 指名停止措置期間 ： 令和８年８月１７日　～　令和８年９月２７日
   （６週間）

3. 指名停止措置の範囲 ： 九州地方整備局管内

4. 事実概要
   本件は、株式会社大島が、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けないで建設業を営むものと、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結したことが、建設業法第２８条第１項第六号に該当するとして、令和８年７月１７日、建設業許可部局である九州地方整備局長から７日間の営業停止処分を受けたものである。

5. 指名停止措置理由
   株式会社大島が九州地方整備局長より建設業法の規定に基づく営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第２第１３号（下記参照）に該当する。
   従って、本件については、指名停止６週間を適用する。

＜措置要領別表第２＞

措　置　要　件	期　間
（建設業法違反行為） １３　当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から １ヵ月以上９ヵ月以内

＜問い合わせ先＞

国土交通省　九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東２－１０－７）
代表：０９２－４７１－６３３１
総務部契約課長　真次　慶一　（内線　２５１１）
（契約課直通：℡０９２－４７６－３５０９）

総務部契約管理官　大崎　憲一　（内線　２９０）
（経理調達課直通：℡０９２－４１８－３３４５）